

## 昭和六十三年郵政省令第四十六号

(定義)

電気通信事業報告規則  
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九十二条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則を次のように定める。

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)において使用する用語の例による。この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二 四半期 四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各期間をいう。

三 中継電話 他の電気通信事業者との相互接続点相互間の通信を媒介する音声伝送役務であつて、IP電話以外のものをいう。  
四 IP電話 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。

五 衛星移動通信サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成され

る端末系伝送路設備(その一端が移動して用

られる電気通信設備と接続されるものに限

る。)を用いて提供される電気通信役務であ

つて、電波法施行規則(昭和二十五年電波監

理委員会規則第十四号)第四条第一項第二十

号の人で定める携帯移動地図局を用いて提

さるものをいう。

六 インターネット接続サービス インターネ

ットへの接続を可能とする電気通信役務をい

う。

七 FTTAアクセスサービス その全ての区

間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)であつて、ベストエフォート

型であるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。)をいう。

八 DSLアクセスサービス アナログ信号伝

送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回

線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電

気通信役務(主としてインターネットへの接

続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。

九 FWAアクセスサービス その全部又は一

部が無線設備(固定して使用される無線局に

係るものに限る。以下この号において同じ。)により構成される端末系伝送路設備(その一

部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備(電気通信事業者が設置する

電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。)と接続される一端が無

線であるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電

気通信役務(主としてインターネットへの接

続点までの間の通信を媒介するものを含む。)であつて、ベストエフオート型であるもの

(ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセ

スサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他のこれらに類する

電気通信役務であるものを除く。)をいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビ

ジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する

電気通信設備を用いてインターネットへの接

続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)であつて、

ベストエフオート型であるもの(FTTAア

クセスサービス又はローカル5Gサービス、

自営等BWAアクセスサービス、IP-VPN

サービス、広域イーサネットサービスその

他のこれらに類する電気通信役務であるものを除く。)をいう。

十一 携帯電話・PHSアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを除く。)をいう。

十二 三・九・四世代移動通信アクセスサービ

ス 携帯電話・PHSアクセスサービスであ

つて、三・九・四世代移動通信システム(無

線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規

則第十八号)第四十九条の六の九又は第四十

九条の六の十で定める条件に適合する無線設

備をいう。以下同じ。)を用いて提供される

間の通信を媒介するものを含む。)をいう。

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携

帯電話・PHSアクセスサービスであつて、

第五世代移動通信システム(無線設備規則第

四十九条の六の十二又は第四十九条の六的

三で定める条件に適合する無線設備(ローカ

ル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除

く。)をいう。以下同じ。)を用いて提供され

るものと同様の条件に適合する無線設

備をいう。以下同じ。)を用いて提供された

ものをいう。

十四 四 自営等BWAアクセスサービス 利

用者の電気通信設備と接続される一端が無線

により構成される端末系伝送路設備を用いて

インターネットへの接続点までの間の通信を

媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを除く。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを除く。)の開設の根本的基準(昭和二十五条電波監理委員会規則第十二号)第三条第二号の二に規定する地域広域無線アクセスシステムをいう。)を用いて提供されるものを

いう。

十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用

者の電気通信設備と接続される一端が無線に

より構成される端末系伝送路設備(その一端

が移動端末設備と接続されるものに限る。)

又は電気通信事業の用に供する端末設備(移

動端末設備との通信を行ふものに限る。)を

用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(衛星移動通信

サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス

及びBWAアクセスサービスをいう。

十四 二 全国BWAアクセスサービス 利用

者の電気通信設備と接続される一端が無線に

より構成される端末系伝送路設備(その一端

が移動端末設備と接続されるものに限る。)

又は電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務をいう。)であつて、

ベストエフオート型であるもの(FTTAア

クセスサービス又はローカル5Gサービス、

自営等BWAアクセスサービス、IP-VPN

サービスその他のこれらに類する電気通信役務であるものを除く。)をいう。

十六 IP-VPNサービス インターネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十七 広域イーサネットサービス イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを介するものと同様の条件に適合する無線アクセスシステム(無線設備規則第三条第十号に規定する広域移動無線アクセスシステムをいう。)を用いて提供されるもの(地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスを除く。)をいう。

十八 アンライセンスLPWAサービス 利用  
供する電気通信役務をいう。

者との電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号(1)若しくは(1)3)若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの(FWAアクセスサービス及び公衆無線LANアクセスマネジメントサービスを除く。)をいう。

十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようすることにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。

十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されることにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。

十九の四 検索サービス 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。

十九の五 ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス その

送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触ることにより入力が行われるもの）をいう。第二十四号において同じく（「タッチスクリーンを有するもの（タッチスクリーンを有する入出力装置を除く。）」をいう。

二十三 ファイーチャーフォン 電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動末端設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。

二十四 タブレット データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動末端設備であつて、タッチスクリーンを有するもの（スマートフォン、ファイーチャーフォン及びモバイルルータに該当するものを除く。）をいう。

二十五 モバイルルータ データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動末端設備であつて、主として他の末端設備のデータ通信を媒介するために用いられるものをいう。

記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入れて電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信業務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信業務以外の電気通信業務に付随的に提供されるものを除く。）をいう。

二十一 国際電話等 国際電話及び国際総合データル通信サービスをいう。

二十二 シマートフォン 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送するものをいう。

役務 報告対象者	加入電話		
報告対象事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者
総合デジタル通信サービス			
者	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者		
四 第式様及び一第一式様	四 第式様及び一第一式様	四 第式様及び一第一式様	号 番 式 様

第十四条		第二号の 二に掲げ る電気通 信役務を 含む。以 下同じ。)	（電気通 信事業法 施行規則 ）	
者	話 ス 固定 電 子 ワ イ ヤ レ ス 使 用 す る も の に 限 る。 。）	I P 電話 （当該 I P 電話の 提供のため に電気通信 番号規則別表 第一号に 掲げる固 定電話番 号又は同 表第六号 に掲げる 特定 I P 電話番 号を使用 するもの に）	P H S	携帯電話 電気通信回線設備を設置し て携帯電話を提供する電気 通信事業者
者	話 ス 固定 電 子 ワ イ ヤ レ ス 使 用 す る も の に 限 る。 。）	I P 電話を提供する電気通信事業者 （当該 I P 電話の 提供のため に電気通信 番号規則別表 第一号に 掲げる固 定電話番 号又は同 表第六号 に掲げる 特定 I P 電話番 号を使用 するもの に）	P H S	電気通信回線設備を設置し て携帯電話を提供する電気 通信事業者
五 第 式 様	五 第 式 様 び 及 四 第 式 様	四 第 式 様 び 及 三 第 式 様	二 第 式 様	電気通信回線設備を設置し て公衆電話を提供する電気 通信事業者

式 様	九 第 式 様	三 の 八 第 式 様
クセスサア	F W A	C A T V
クセスサア	サービス	サービス
クセスサア	D S L A	サービス
クセスサア	サービス	サービス
無線設備により構成される 端末系伝送路設備を設置し	有線デレバジション放送施設 の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してC A T V アクセスサービスを提供する電気通信事業者	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してDSL アクセスサービスを提供する電気通信事業者
次のはずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T H アクセスサービスの契約数が三万未満であるもの(F T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。)	一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からF T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者	二 前号の電気通信事業者からF T T H アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者
業者	業者	業者

サービス	第五世代移動通信アクセスサービス	三・九一	ス	携帯電話・PHSアクセサリ	○メガビット以上に限る。)が毎秒三つのものに同じ。	以下この表において同じ。)の下り名前速度(電気通信事業法)の下り名前速度(電気通信事業者)を提供する電気通信事業者	ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス(その下り名前速度が毎秒三〇メガビット以上のものに限る。)を提供する電気通信事業者	FWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して三・九一	者	基地局を設置して携帯電話・PHSアクセサリ	スを提供する電気通信事業			
二の二十式様	二十式様	一十式様						十式様

ビ ス I P — V P N サ ー	公 衆 無 線 L A N ア ク セ ス サ ー ビ ス	自 営 等 B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス	地 域 B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス	全 国 B W A ア ク セ ス サ ー ビ ス	ロ ー カ ル 5 G サ ー ビ ス
自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における公衆無線 LAN アクセスサービスの契約数が三万以上であるもの 二 公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線 LAN アクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者	基地局を設置して自営等 B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して地域 B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置して全国 B W A アクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置してローカル 5 G サービスを提供する電気通信事業者
第式様	四十第式様	三の三十第式様	二の三十第式様	三十第式様	三の二十第式様

<p>2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の二から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。</p> <p>一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの</p> <p>二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの</p> <p>3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は電気通信事業法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（同法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同法第二条第七</p>	<p>2 ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者</p> <p>3 様式第五十四条の四</p>
---	---

		三二		三一	
		九百万以上一千万未満		九百万未満	
		報告対象	報告対象事業者	報告対象	報告対象事業者
役務	加入電話	携帯電話	携帯電話	加入電話	電気通信回線設備を設置して 電気通信回線設備を設置して
I P 電話 (当該 I P)	電話の提供のため に電気通信番号規 信番号規 則別表第一号に掲 げる固定電話番号 又は同表第六号に 掲げる固定電話番号 定 I P 電話番号を 使用するものに限 る。)	通信事業者 事業者	通信事業者 事業者	加入電話を提供する電気通信 事業者	通信事業者であつて、I P 電 話の提供のために電気通信番 号規則別表第一号に掲げる固 定電話番号又は同表第六号に 掲げる特定 I P 電話番号の指 定を受けたもの
F T T H サービス	インターネット接 続サービ ス	インターネット接 続サービ ス	インターネット接 続サービ ス	通信事業者 の電気通信事業の 運用に供する I P 電話の提供を 受ける電気通信事業者	次にいづれかに該当する電気 通信事業者

第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。)については、同項の規定を適用しない。

表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電

表に

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサー

6	第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当している者を除く。)については、同項の規定を適用しない。										
7	次の一表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後3年以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。										
報告対象役	報告対象事業者	番号	様式								
I P 電話 (当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別)	P H S										
I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のため	携帯電話	公衆電話	中継電話	総合デジタル通信サービス	加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して中継電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	（第五表を除く。）	（第六表を除く。）
（第一六）	（第一六表を除く。）	（第五表を除く。）	（第六表を除く。）	（第一六表を除く。）	（第一六表を除く。）						

規則別表管  
氣通信番号  
一號に掲げ

表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電

表に

規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同番号又は同一号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。)	専用役務(国内電気通信役務であるものに限る。)	専用役務(国内電気通信回線設備を設置して専用役務(国内電気通信役務であるものに限る。)を提供する電気通信事業者	8 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、様式第十八及び様式第二十によるものについては毎報告年度経過後六月以内に、様式第十九によるものについては毎四半期経過後二月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度又は当該四半期の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの	
(契約当たりの通信量等報告) 第二条の二 基地局を設置して三・九一四世代移動通信アクセサーサービス又は第五世代移動通信アクセサーサービスを提供する電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九一四世代移動通信アクセサーサービス又は第五世代移動通信アクセサーサービスに係る一契約当たりの一ヶ月に利用された通信量について、毎四半期経過後二ヶ月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。	専用役務(国際電気通信役務等を提供する電気通信事業者に限る。)	等役務報告対象事業者	専用役務(国際電話等を設置して国際電話等を提供する電気通信事業者に限る。)	等役務報告対象事業者	8 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、様式第十八及び様式第二十によるものについては毎報告年度経過後六月以内に、様式第十九によるものについては毎四半期経過後二月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度又は当該四半期の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの

2 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサー

前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九一四世代移動通信アksesサービス又は第五世代移動通信アksesサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に、それぞれ提出しなければならない。

(移動電気通信役務に係る契約等の状況報告)

**第二条の三** 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者及び報告年度末における仮想移動電気通信サービス(携帯電話又はBWAアクセスサービスであるものに限る。)の契約数(無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合は、当該複数の電気通信回線を一の契約数とする。)が五十万以上ある電気通信事業者は、様式第二十の四により、移動電気通信役務に係る契約等の状況について、毎報告年度経過後一ヶ月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況報告)

**第二条の四** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の五により、移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(移動電気通信役務に係る収入状況報告)

**第二条の五** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の六により、移動電気通信役務に係る収入の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(違約金等の定めがある契約の提供状況報告)

**第二条の六** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の七により、違約金等の定めがある契約の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(継続利用割引等の提供状況報告)

**第二条の七** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、継続利用割引等(契約

を一定期間継続して締結していたことに応じて、利用者に提供される移動電気通信役務の料金の減免その他の経済的利益（当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限り）をいう。以下同じ。）の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第三条** 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**2** その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第二十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の意見受付に関する報告）

**第三条の二** 電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間（同項における意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）を設けた電気通信事業者は、当該規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）前までに、様式第二十五条工事開始予定年月日（同項括弧書きの場合及び同令第二十四条の二第一項第二号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあつては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。）前までに、様式第二十二条の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。

（特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等）

**第四条** 電気通信事業法第十二条の一第四項第二項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行なう電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第四条の二** 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二

二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第三条** 固定端末系伝送路設備設置状況報告等（伝送路設備設置状況報告等）

**第四条の三** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の三により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告）

**第四条の四** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

**第四条の五** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等をすること又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

**第四条の六** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（移動端末設備の取扱状況等報告）

**第四条の七** 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、

様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

**第四条の八** 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に関する報告）

**第四条の九** 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセサリビス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を除く。）は、対象卸電気通信役務を円滑に提供するため必要な技術的事項を設けるときは、その事項）

**四** 当該提供卸電気通信役務に関する料金及び当該卸電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）の内容

**五** 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

**六** 当該伝送路設備の使用の態様に関する制限及び当該卸電気通信事業者がその財産をいう。

**七** 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

**八** 電気通信回線設備の使用の態様に関する制限を設けるときは、その事項

**九** 重要通信の取扱方法

**十** 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するため必要な技術的・事項を設けるときは、その事項

**十一** 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。）の機能、料金その他の提供条件

**十二** 提供卸電気通信役務に係るSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件

**十三** 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

**十四** 有効期間を定めるときは、その期間

**十五** 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の十により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

**十六** 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の十

一により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第一号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときに、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

5 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の十二により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

6 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の十二により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

7 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。）において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（利用者保護に関する報告）

第四条の十 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三条の十三により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。）を提供する電気通信事業者は、様式

二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該電気通信役務を係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十五により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名稱等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

4 第四条の十一 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における当該事業所（利用者に対し、対面により当該媒介等の業務を行うものに限り）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。

第五条 削除

（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。（認定電気通信事業者の会計報告）

第七条 第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二条に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（事故発生状況の報告）

式第二十六条の三により、当該制限又は停止を行った日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（事故発生状況の報告）

報告対象番号	報告対象事業者	事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。（設備容量の報告）
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからハまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。（通信品質の報告）
規則別表第九	式第ニ及び様式第一二十八	第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理制度に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。（電気通信番号の使用に関する報告）

報告対象番号	報告対象事業者	（第一号 基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金算定期則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定期則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（二部承継事業者等についで承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	（二）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。
規則別表第九	式第ニ及び様式第一二十八	（三）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

報告対象番号	報告対象事業者	（第一号 基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金算定期則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定期則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（二部承継事業者等についで承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	（二）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。
規則別表第九	式第ニ及び様式第一二十八	（三）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

報告対象番号	報告対象事業者	（第一号 基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金算定期則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定期則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（二部承継事業者等についで承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号）	（二）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。
規則別表第九	式第ニ及び様式第一二十八	（三）この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

**附 則** (平成一三年八月一四日総務省令第一一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一三年一月一九日総務省令第一四九号)

(施行期日)

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十二号)の施行の日(平成十三年十一月三十日)から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新省令」という。)第三条第一項に規定する電気通信事業者は、平成十二年度に係る同項の規定による書面等をこの省令の施行の日から十日以内に提出しなければならない。

**第二条** この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新省令」という。)第三条第一項に規定する電気通信事業者は、平成十二年度に係る同項の規定による書面等をこの省令の施行の日から十日以内に提出しなければならない。

2

前項の場合において、同項の規定により書面等を提出しなければならない電気通信事業者が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた合併後に存続した法人又は当該合併により設立された法人である場合は、当該合併により消滅した法人(当該消滅した法人がその間にされた他の合併後に存続した法人又は当該他の合併により設立された法人である場合は、当該他の合併により消滅した法人を含む。)に係る同項の規定による書面等をあわせて提出しなければならない。

**附 則** (平成一四年一〇月一七日総務省令第一〇八号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月二二日総務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「改正法」という。)の規定は、施行日以後の事項に係る報告については、なお従前の例による。ただし、新報告規則第三条第一項については、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

**第七条** この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下この条において「新報告規則」という。)の規定は、施行日以後の事項に係る報告については、なお従前の例による。ただし、新報告規則第三条第一項については、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

**附 則** (平成一九年一月二一日総務省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行し、報告期限

が平成二十年四月一日以後である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以後である報告から適用する。

**附 則** (平成一四年一〇月一七日総務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年九月二二日総務省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年二月六日総務省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月二四日総務省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

改正後の電気通信事業報告規則第九条の規定は、平成十八年六月末の電気通信番号(新算定期別表第十一に掲げる電気通信番号をいう。)に係る報告及び平成十九年一月末以降の電気通信番号に係る報告から適用する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

が平成十九年四月一日以後である報告から適用する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日総務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日総務省令第六九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

2 新報告規則第六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

3 この省令の施行前に開始した緊急通報の取扱いに関する新報告規則第七条の規定の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等の規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、附則第一項の規定による新報告規則第七条の規定の適用に伴う総務省関係省令の整備に関する省令(平成十六年総務省令第四十四号)の施行の日から三月以内」とする。

4 電気通信事業者で特別な事情があるものは、平成十六年九月末までにその旨を総務大臣に届け出で、平成十六年六月末の状況に係る新報告規則第二条第一項の規定による報告をしないことができる。

**附 則** (平成一七年二月二四日総務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年九月二二日総務省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年二月六日総務省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月二四日総務省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第六十七号)の施行の日の電気通信事業報告規則第七条の二の適用につけば、当該他の合併により消滅した法人を含む。」とし、日から起算して三月を経過する日まで」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とす

**附 則** (平成二三年四月二七日総務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の電気通信事業報告規則第五条については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第六九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第一四九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

(施行期日)

5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第五条については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第一四九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

**附 則** (平成二五年二月二七日総務省令第九号)

この省令は、平成二五年二月二七日総務省令第九号

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第一四九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)の規定は、附則第一項の規定により、新設備規則第三十五条の規定の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。

7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第一項の規定により、新設備規則第三十五条の規定の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用する。

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第一四九号)

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年七月二二日総務省令第一四九号)

この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第

二項第十二号に規定する携帯電話・PHSバケツ通信アセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アカ



注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別冊をすること。なお、出款内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別冊とすることとする。

第2表	確認指摘箇所に関する実情状況等報告		
	年	月	日
サービス別箇種	事業者名 法人番号		

電話番号 電子メールアドレス	
確認用書類が選択された郵便契約の 登録数	確認用書類が選択された郵便契約の 登録数に上限で郵便契約がされた 数
合 计 項	

2) これが該該事項に記載する前に区分すること。なお、該該事項に記載する前に既に記載するサービスの範囲を更に区分する場合は、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の前に該該区分を特徴するに足る事項を記載して識別することで認める。

3) 認定契約式とは、交換契約及び更新契約以外の契約をいう。

4) 認定すべき事項がある場合には、「参考事項」欄にその内容を記載すること。

4. 用語のナシタウイ: 日本工業規格JIS規格とオマケ

附 則（平成二八年一二月九日総務省令  
第九四号）抄

**第一条** この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二八日総務省令  
第三八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二九年九月二八日総務省令  
第六八号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

第一  
（施

（五号） 指定日  
この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日（附則第三条において「施行

7 (経過措置) この省令の施行の際現にこの省令による改正前

（いにしへの電気供給規則の規定を修正するに付随して、この省令による改正後の電気事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第一十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

第二条

前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がこの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であつて第二条新施行規則第二十二条から第二十四条の四までの規定及び第三条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定による改置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定める機能とみなす。

附 則（平成三〇年三月一九日総務省令  
第九号）

1 (施行期日)

五  
附

則（令和元年五月一四日総務省令第  
令は、平成三十一年四月一日から施行

**第一条** この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通言研究機構法の一部を改正す

一 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）様式第

**第二条** この省令による改正後の電気通信事業報定の施行の日から施行する。

五の三、様式第十五の三の二、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第二十三の十一、平成三十一年四月一日  
二 新報告規則様式第二十の二及び様式第二十一の三 平成三十年七月一日

一八号

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。



三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末

サービスの役務

四 仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であつて、その提供に関する契約に、その変更又は解除を

することができる期間の制限及びそれに反し

た場合の違約金（その額がその利用の程度に

かかわらず支払を要する一月当たりの料金

（付加的な機能の提供に係るものと除く。）の額

額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

F T T H アクセスサービス

C A T V アクセスサービス

五 六 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用い

られる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電

気通信役務の提供に用いられる備考第七号に

規定する電気通信設備を用いて提供されるイ

ンターネット接続サービス

八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用い

られる端末系伝送路設備を用いて提供される

インターネット接続サービスの役務であつ

て、その利用者がその契約を解除する場合に

おいて当該電気通信役務の提供に関する契約

を解除しがちができるもの

九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通

信設備規則第二条第二項第三号に規定するも

のをいう。）を用いて提供する音声伝送役務

に限る。）及び総合デジタル通信サービスの

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、

それぞれ次に定めるところとする。

一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役務（次

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲

げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路

設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設

備と接続される無線設備規則第四十九条の二

八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の

二十九の二で定める条件に適合する無線設備を

用いてインターネットへの接続点までの間の通

信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いら

れる無線端末系伝送路設備を用いて提供される

インターネット接続サービスの役務であつて、

当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される

利用者の電気通信設備（次号において「無線利

用者設備」という。）によつて音声伝送役務

（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝

送携帯電話番号を使用して提供されるものであ

つて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受け

て提供されるもの又は当該指定を受けた電気通

信事業者から卸電気通信役務の提供を受けるこ

とにより提供されるものに限る。）の提供を受

けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備

（無線利用者設備に限る。以下この号において

同じ。）を用いて利用される電気通信役務であ

つて、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を

接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係

る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電

気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する

者が提供するものに限る。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無

線設備により構成される場合は利用者の電気通

信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設

備であつて、共同住宅等に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに

限る。）を用いてインターネットへの接続点ま

での間の通信を媒介する役務

十 I P 電話サービス 端末系伝送路設備におい

てインターネットプロトコルを用いて音声伝送

を行うことにより提供する電話の役務

十一 インターネット接続サービス インターネ

ットへの接続を可能とする電気通信役務

契約登録用紙(第2条第1項関係)			
契約登録用紙			
年月日現在			
サービスの種類 加入登録料及料金区分別料金			
料金区分			
サービスの種類	加入登録料	料金区分	合計
サービスの種類	登録料	区分料	合計

注1: 加入電話及び複合デジタル通話サービスごとに記載すること。インターフェースの種類ごとに記載すること。

2: 別途料金を支払う場合は、料金区分欄に「別途料金」を記入すること。

3: 別途料金等に25%の事務料を付けて料金区分欄に「事務料」の前に記入すること。

4: 記載するサービスの種類及びインターフェースの種類の前に記入すること。

5: 料金の大きさは、日本通商情報機器株式会社によること。

6: 用紙の大きさは、A4用紙の標準用紙であることを。

7: 用紙の大きさは、B5用紙の標準用紙であることを。

契約登録用紙(第2条第1項関係)			
契約登録用紙			
年月日現在			
サービスの種類			
料金区分			
サービスの種類	登録料	区分料	合計

合計				
参考事項				

- (3) 他人の個人情報を個人情報保護法で逐一ごとに示すことをすること。

2 合同会社が個人情報を第三者へ提供する場合は、以下に「データの種別」にて明確に示すこと。

3 利用目的は以下の通りである場合は、必ず区分して示す。 「各自用」・「機密用」・「他者用」の3種類に区分して示すこと。ただし、個人情報の「区分」の意味は、個人情報の「利用目的」の意味と同一である。

4 各多言語データにおいて、個人情報保護法(平成13年6月26日第10号)第16条の規定による表示をすること。ただし、個人情報の「区分」の意味は、個人情報の「利用目的」の意味と同一である。

5 法定表示欄の記入欄は、日本語で記入する場合のみ、該当する事項のみ記入すること。

## 様式第2（第2条第1項関係）

- 百、アマゾンを含む各オンラインショッピングサイトに販売すること。

「公衆衛生の観点における飲食店の規制」は、日本飲食業連合会の調査コードの参考として示されています。

  - 3 「飲食店及び飲食店の運営者」は、飲食店、パizzeria、ラーメン、居酒屋等の小売の店舗で営む企業を意味して、従業員と顧客とに区分して記述すること。
  - 4 「公衆衛生及び公衆の健康」は、都道府県の、市町村の、区町村の、設置する、時刻を定め及びこれらに準ずる、公衆の、規制範囲を示すものとの間に用いるべき公衆衛生について、都道府県等に記述すること。
  - 5 「医療機関及び医療の提供者」は、病院、診療所、歯科医院、老人保健施設、児童福祉施設等の施設の運営者等が、公衆衛生の観点で規制している公衆衛生について、内外及び国外に記述すること。
  - 6 「飲食店及び飲食店の運営者の間」は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等教育学校、大学院等の、校舎、施設、大講義室等で開講されるものの間に記述して公衆衛生について、施設と施設等間に記述すること。

三

- (2) 電気通信事業法第4条第1項第1号の「電気通信設備等」に規定する電気機器を置いて、(電気通信の運送並びに)電気通信の取扱いについて営むこと。

2 「都道府県」の記載に記載する都道府県の順序は、日本国通常郵便番号順(郵便番号の順)によるところ。

3 避難指揮とは、災害対策基本法(昭和36年法律第222号)第6条第1項の規定による。

4 異地同一駐屯地等の場合は、共同で規定期に定める避難所を1ヶ所。

5 避難指揮者等が同一駐屯地等の共同で規定期に定める避難所を1ヶ所。

6 避難指揮者は、避難指揮所の内に、或は避難指揮所と連絡し得るところ。

7 避難指揮者は、災害対策基本法第6条第1項の規定によるところ。

8 通常メニューに向かって操作しているやまぶるある場合には、「参考事項」や「他の操作を記述すること」。

9 三、九代目移動通信システムを使用する携帯電話及び三、九代目移動通信システムを使用する携帯電話（第五世代移動通信システムを除く）を「一」の操作で開いて操作している場合は、「三、九代目移動通信システムを使用する携帯電話（第五世代移動通信システムを除く）を「一」の操作で開いて操作する」と記述する。ただし、この記述において、操作メニューの開き方について記述している「一」のみとする。

10 五、九代目移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を「一」の操作で開いて操作している場合は、「第五世代移動通信システムを使用する携帯電話の「一」の操作」の項目に記述する。ただし、この記述において、操作メニューの開き方について記述している「一」のみとする。

1) おもに、自己の職務又は業務又はその他の専門技術等をことじて  
事務官等が下記の(一)～(四)、(五)のうちの何らかの記述すること  
を目的としている場合に該当する。

(一) 事務官等が、公的組織のシステム等を操作する時(情報(情報等)  
等)、  
(二) 第三者との取引等を手続ける時(情報(情報等)等)  
DMSなどと併せてある時、

2) 三・九「一般の組織的慣習」によれば、  
「(一) 事務官等が、公的組織のシステム等を操作する時(情報(情報等)  
等)、  
(二) 第三者との取引等を手続ける時(情報(情報等)等)

3) 「目的的」の時は、おもに自己の職務又は業務又はその他の専門技術等をことじて  
電気通信(ビームによるもの)のうちの何らかを記述すること。  
一般的な「目的的」の場合は、(一)～(四)のうちの何らかを記述すること。

4) 別途記載の、「別途記載の」の意味については、その他の電気通信(ビームによるもの)  
MDRの記載を経験したことによることをさすものとの合意を記載する形態。

5) 別途記載のうえ、「別途記載の」の意味については、該当する事務官、PBCS等  
サービスによる事務官等を指している。該当する事務官等は、「別途記載の」

して携帯電話サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること。

すること。  
7 事業者数のうち、「接続に係るMNO」の項については、仮想移動電気通信の提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているM

8 事業者数のうち、「他のである取引」の項については、取引に対して携帯電話を提供している場合には、当該取引の数を記載すること。

9 基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス又はBMAアクセスサービスをする電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結す

く提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、通信事業者は当該携帯電話サービスの提供の際に供する即電気通信役務を

10 洋式に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」

の内容を記載すること。  
11 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

17. 記載する事業者の数に応じ、項目を適宜追加すること

13 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

样式第4（第2名-第1场次）：《2015赛季之全集，为梦想而战》

- 注) 慶生電話(電気通算事務法施行規則第1号に規定する般通算の内に取り扱うこととした料金私用、専用デジタル通話IP電話、携帯電話又はPHSをいう。以下同じ。)について、種別ごとに記載すること。
- 2 「(前項述べ)」欄に記載する般通算部の順序は、日本産業コードの番号順序によること。
- 3 記載する般通算部及びサービスの種別の數に応じ、項目及び欄を増すこと。
- 4 用語の大きさけ、日本産業標準化規格を準ずること。

第2回 電気通信技術の等条件制約 測定方法別検定の審査結果報告書			
年 5月31日現在			
サービスの種類、機器の型式		事業者名	
顧客別	機種	開	合計
合計			

注1 捨弃電気について、電気過剰事案法施行規則第59条第1号に掲げる機器等に記載すること。

2 「前項座席」の欄に記載する運送会員の番号は、日本旅客鉄道運送会員コードの番号の順序によること。

3 記載する運送会員及び機器の枚数に応じて、項目及び欄を適宜複数すること。

4 用印の大きさは、日本旅客鉄道A3用紙とすること。

様式第5(第2条第1項関係) (交付料金・会員登録料等・会員登録料等・会員登録料等)	
第1次	
電気通信係約款契約書類	
利用規約	
年月日提出	
サービスの種類 1号機	
契約者名	
契約者登録料 登録料等	
0 A B - J番号	666番号
合計	
会員登録料	
会員登録料	

（注）① PPT資料（販売実績と販路開拓実績）に記載する販売実績量を「提出」のために実際販売に計上されていない、販路開拓量を示す数値であることを。②、③の「販路開拓実績量」は、販路開拓実績量を算出する際には、該試験会場販路開拓委員会が判断して計上している販路開拓実績量を各自の用語として用意すること。  
④「販路開拓実績量」は、PPT資料で「J-City」を複数選択している場合には、各該J-Cityの販路開拓実績量の合計であることを。  
⑤「販路開拓実績量」は、販路開拓実績量を算出する際には、「参考書籍」の販路開拓実績量を算出すること。  
⑥ 既に算出しているものとの併せて、既存J-Cityがある場合は、「参考書籍」の販路開拓実績量を算出すること。  
⑦ 「販路開拓」の範囲に記載する販路開拓の範囲は、日本農業技術研究開発院コード「参考書籍」の範囲であることを。  
記載する販路開拓用語の範囲に、既存、既存販路開拓すること。

報式第5の2（第2条第1項関係）（年1回を90ヶ月）	
契約者名	
サービスの種別：ワイヤレス固定電話	
年月日現在	
顧客番号	
支 所	
月 月 数	
合 計	
金 額 事 項	

注1) ワイヤレス固定電話のために費用負担にかかるべき通話料金にかかるべき通話料金の  
取り扱いすること。  
2) お問い合わせ事項がある場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
3) 「顧客情報」の欄に記載する顧客情報の場合は、日本通運提供料金が承  
うつする場合であることを示す。  
4) お問い合わせ事項欄の欄に記載する場合は、日本通運契約すること。  
5) 用紙の大きさは、日本通運契約A判に準じること。

報式第6（第2条第1項関係）（年1回を90ヶ月）	
契約者名	
サービスの種別：固定電話機器サービス	
年月日現在	
顧客番号	
支 所	
月 月 数	
合 計	
金 額	

注1) 固定電話機器にかかるべき料金を記載すること。  
2) 他の請求書類と併せて、請求書類を提出している場合は、当該請求書類を提出する。  
3) お問い合わせ事項がある場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
4) お問い合わせ事項欄の欄に記載する場合は、日本通運契約すること。  
5) 用紙の大きさは、日本通運契約A判に準じること。

報式第7（第2条第1項関係）（年1回を90ヶ月）	
契約者名	
サービスの種別：インターネット接続サービス	
年月日現在	
顧客番号	
支 所	
月 月 数	
合 計	
金 額	

注1) インターネット接続サービスの契約を認めた者の名を記載すること。

2) お問い合わせ事項がある場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
3) 他の請求書類と併せて、請求書類を提出している場合は、当該請求書類を提出する。  
4) お問い合わせ事項欄の欄に記載する場合は、日本通運契約すること。  
5) 用紙の大きさは、日本通運契約A判に準じること。

注1) お問い合わせ事項の欄に記載する場合は、その内容を記載すること。  
2) 最終的な契約を締結する旨の明確な表示をして開設するサービス（アリ  
ババクラウドによる開設を行うサービスを含む）の契約は記載しないこと。

3) お問い合わせ事項の欄に記載する場合は、アリババクラウドの契約に記載した  
インターネット接続サービスの契約内容等（「参考事項」の欄に記載するアリバ  
バクラウドによる開設を行うサービスを含む）の内容に記載すること。

4) お問い合わせ事項の欄に記載する場合は、アリババクラウドによる開設を行  
う場合は、アリババクラウドの契約内容等（「参考事項」の欄に記載するアリバ  
バクラウドによる開設を行うサービスを含む）の内容に記載すること。

5) 「その他」の欄に記載する場合は、契約料金は手元契約の料金に記載しない  
インターネット接続サービスの契約料金を記載すること。この場合には、「参考  
事項」の欄にその内容を記載すること。

6) 用紙の大きさは、日本通運契約A判に準じること。



第3回第8のS(第2坐長・場所等) (申請書類の提出、契約書類等)を、契約書類等の提出書類等に記入			
契約書類等に記入			
電気通信契約登録の際次第報告 契約事務者名等			
年 月 日開設			
サービスの種別 FTTT電話サービス			
申請者名 店番号			
契約事務者名 契約者名 法人番号			
開設事務者名 開設者名 法人番号			
参考事項			

注1 前述の事業者とは、前記各事業者がFTTTHアセサリービジの提供を受ける際の運営事業者を意味すること。

注2 運営事業者は、前記各事業者がFTTTHアセサリービジを提供する電気通信事業者を意味すること。

注3 本規約にごとに記載した各項の内容を複数すること。

注4 記載する専門用語及び前記各項の説明に於いて、単位を適宜増減すること。

注5 他社に「各事業者」とある場合には、「各事業」内での内容を記載すること。

注6 用紙の大きさは、日本標準規格A4を準ずること。

性1 D-SLアクセサリーサービス及びCATVアクセサリーサービスごとに別途すること。  
2 増大速度とは、契約料金等に定める最大通信速度をいう。  
3 御記入べきことがある場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
4 「標準料率」と「最大増速」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
5 用印の大きさは、日本郵便規格A5番とすること。

様式第10(第2条第1項関係)

電気通信契約の等級別報告 郵便物送信最大速度別報告			
年月日現在			
サービスの種類: FAX/FAX+データ送信			
業者名:			
最大速度	1Mbps	2Mbps	合計
契約数	1	1	1
1Mbps	1	1	1
2Mbps	1	1	1
合計	1	1	1
尚未発行	1	1	1

(注) 例) 1Mbps: 1Mbpsの契約数を1台とし、2Mbpsの契約数を1台とする条件に適合する場合  
契約数: 同一機器に対する契約数を記入すること。  
2. 最大速度: 例) 別的の契約等による最大通信速度をもととする。  
3. ワイヤレス端末: ワイヤレス端末を契約する場合は、記入すること。  
4. 既に立ち上げたもののはい、既に立上げることある場合は、「参考事項」の欄にその  
内容を記載すること。  
5. 例) 1Mbps: 1Mbpsの契約は、必ず記入して、確定申請すること。  
6. 用紙の大きさは、日本規格A4用紙4番とすること。

様式第10(2)(第2条第1項関係)

電気通信契約の等級別報告 契約数			
年月日現在			
サービスの種類: ワイドセミスクロード・レーベル・アカセラサービス			
業者名:			
区分	別的数(専用型)	別的数(共用型)	合計
別的数	1	1	1
合計	1	1	1
尚未発行	1	1	1

(注) 例) 別的数(専用型): 電気通信本部が別途別途契約料金を支拂う場合に適用するデータ  
通信契約の契約数を記入すること。別的数(共用型): 同じ契約で複数のデータ通信  
契約を有する場合に、各契約の契約数を記入すること。  
2. 別的数: 別的の契約等による最大通信速度をもととする。  
3. ワイヤレス端末: ワイヤレス端末を契約する場合は、記入すること。  
4. 既に立ち上げたもののはい、既に立上げることある場合は、「参考事項」の  
欄にその内容を記載すること。  
5. 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型): 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型):  
6. 例) 1Mbps: 1Mbpsの契約は、必ず記入して、確定申請すること。  
7. 用紙の大きさは、日本規格A4用紙4番とすること。

様式第11(第2条第1項関係)

電気通信契約の等級別報告 契約数			
年月日現在			
サービスの種類: 電算機・FAX・FAX+データ送信			
業者名:			
契約数	1	1	1
尚未発行	1	1	1

(注) 1. この欄内で複数の契約を併用する契約の場合は、別途契約数を契約数  
として記載すること。  
2. 別的の契約等による最大通信速度をもととする。別的数(専用型): 電気通信本部が別途別途契約料金を支拂う場合に、当該契約の契約数を記入すること。  
3. ワイヤレス端末: ワイヤレス端末を契約する場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
4. 既に立ち上げたもののはい、既に立上げることある場合は、「参考事項」の  
欄にその内容を記載すること。  
5. 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型): 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型):  
6. 例) 1Mbps: 1Mbpsの契約は、必ず記入して、確定申請すること。  
7. 用紙の大きさは、日本規格A4用紙4番とすること。

様式第12(第2条第1項関係)

電気通信契約の等級別報告 契約数			
年月日現在			
サービスの種類: ワイドセミスクロード・レーベル・アカセラサービス			
業者名:			
契約数	1	1	1
尚未発行	1	1	1

(注) 1. 別的の数等: 例) 適用するサービスの種別ごとに記入すること。  
2. 別的の契約等による最大通信速度をもととする。別的数(専用型): 電気通信本部が別途別途契約料金を支拂う場合に、当該契約の契約数を記入すること。  
3. 别的の契約等による最大通信速度をもととする。別的数(専用型): 電気通信本部が別途別途契約料金を支拂う場合に、当該契約の契約数を記入すること。  
4. ワイヤレス端末: ワイヤレス端末を契約する場合は、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
5. 既に立ち上げたもののはい、既に立上げることある場合は、「参考事項」の  
欄にその内容を記載すること。  
6. 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型): 例) 別的数(専用型): 例) 別的数(共用型):  
7. 例) 1Mbps: 1Mbpsの契約は、必ず記入して、確定申請すること。  
8. 用紙の大きさは、日本規格A4用紙4番とすること。

電気通信契約的等状況報告 契約の概要 年 月 日現在	
サービスの種別 第二種電気通信設備契約カラオケボックス（音楽）	
契約数	
運営する回線において、音楽配信サービスが提供されていない場合	
申告者	

注1：契約の概要における契約するサービスの種別ごとに記載すること。  
 2：二つ契約で複数の回線を保有する契約の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。  
 3：他の電気通信事業者にし、同様の回線を提供している場合には、当該回線の  
登録者と契約者をもって契約者として認めること。  
 4：他の電気通信事業者にし、同様の回線を提供している場合には、「参考事項」の欄  
に、「第五点代用契約ルーム」を用いて音楽配信サービス第五点代用契約ルーム  
以外で使用する携帯電話ごとの契約事項について該区からと導入に、その細区  
分ごとに記載すること。  
 5：契約料金計算のリスト用紙を用いたりする場合は「ヨコシマタクセキサーピス」  
を提供している場合には、「参考事項」の欄に当該契約を記載すること。  
 6：契約料金計算のリスト用紙を用いたりする場合は、「記述すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄に  
記載すること。  
 7：用紙の大きさは、日本電業規則第464号とすること。

電気通信契約的等状況報告 郵便料金契約の概要					
年 月 日現在					
サービスの種別 ローカルルーター					
事業者名 法人番号					
都	道	府	都	道	府
都	道	府	都	道	府
合	計		合	計	
都	道	府	都	道	府

注1：契約の概要には、通常的な契約の概要をさす利用の範囲契約をして提供するサービス  
（ヨコシマタクセキサーピス）による料金を行なうサービスの契約者は含めないとす  
ること。  
 2：二つの契約で複数の回線を保有する契約の場合は、当該回線数を契約数として記  
載すること。  
 3：他の電気通信事業者にし、同様の回線を提供している場合には、当該回線の  
登録者と契約者をもって契約者として認めること。  
 4：他の電気通信事業者にし、同様の回線を提供している場合には、「参考事項」の欄  
に、「第五点代用契約ルーム」を用いて音楽配信サービス第五点代用契約ルーム  
以外で使用する携帯電話ごとの契約事項について該区からと導入に、その細区  
分ごとに記載すること。  
 5：契約料金計算のリスト用紙を用いたりする場合は、「参考事項」の欄に当該契約を記載すること。  
 6：契約料金計算のリスト用紙を用いたりする場合は、「参考事項」の欄に記載すること。  
 7：用紙の大きさは、日本電業規則第464号とすること。

電気通信契約的等状況報告 契約数等					
年 月 日現在					
サービスの種別 ローカルルーター					
事業者名 法人番号					
契約数					
都	道	府	都	道	府
都	道	府	都	道	府
合	計		合	計	
都	道	府	都	道	府

注1：記述すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄に記載すること。  
 2：用紙の大きさは、日本電業規則第464号とすること。

電気通信契約的等状況報告 契約料金					
年 月 日現在					
サービスの種別 ローカルルーター					
事業者名 法人番号					
契約料金					
都	道	府	都	道	府
都	道	府	都	道	府
合	計		合	計	
都	道	府	都	道	府

注1：自ら契約するローカルルーターによる音楽配信サービスを提供する電気通信契約の場合は、

「契約の概要」の欄に記載する料金を記載すること。

2：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる音楽配信サービスを提供する電気通信

契約の場合は、自ら契約するローカルルーターによる料金を記載すること。

3：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

4：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

5：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

6：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

7：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

8：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

9：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

10：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

11：「契約の概要」の欄に記載するローカルルーターによる料金を記載すること。

12：用紙の大きさは、日本電業規則第464号とすること。

8 は4から7までに定めるもののはか、記すべき事情がある場合には、「参考事項」欄の内に内容を記載すること。

9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項目を適宜増減すること。

11 用印の大きさは、日本産業規格第4番とすること。

電気通信事業者登録の検査報告 別紙第2		年月	当現在
サービスの種類		開通日	契約番号
			事業者名 法人名
契約内容		契約額、等	
電 気 通 信 事 業 者 登 録 の 検 査 報 告 書	通 信 方 式 （ 固 定 通 信 ・ 移 動 通 信 ・ 其 他 ）	契 約 額 （ 万 円 ）	
	通 信 方 式 （ 固 定 通 信 ・ 移 動 通 信 ・ 其 他 ）	契 約 額 （ 万 円 ）	
事 業 者 登 録 の 検 査 報 告 書	通 信 方 式 （ 固 定 通 信 ・ 移 動 通 信 ・ 其 他 ）	契 約 額 （ 万 円 ）	
	通 信 方 式 （ 固 定 通 信 ・ 移 動 通 信 ・ 其 他 ）	契 約 額 （ 万 円 ）	
備 考 欄			
契約登録年月日			
契約登録年月日		契約登録年月日	
事業者名		事業者名	
法人名		法人名	



7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項目においては、MNOに上り伝移電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。  
 8 基地局を設置している場合に、MHSアカセスサービス又はL2MHSアカセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的の役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなし。

- く提供することができない全国EMERGENCYサービスを提供している場合であって、当該電気通信事業者は当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信設備を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。  
9 はるかに定めらるるものほか、記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にそ

の内容を記載すること。  
10 法人番号がない場合にあっては、住所を記載すること。

- 11 記載する事業者名の数に応じ、項目を適宜追加すること。  
 12 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4面とすること。

第1表		電気通信設備の取扱い規則 登録料金割引の額	
		年 月 現在	
1-1-2の規則 (昭和33年1月25日第1号)			
登録料金 法人会員			
部	通	時	電
合	計		
扣	考	率	用

電気設備登録簿等の次回報告 期日		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>
ナニビニの種類、納入済アラクセキル。		
事業者名 法人番号		
1. 制御装置		
制御装置 台数	制御装置	
	接続に 係る Y/N	8千 Wで ある Y/N
開閉回数 300以上ある Y/N		
2. 平衡電流		
平衡電流 台数	平衡電流	
	接続に 係る Y/N	8千 Wで ある Y/N
3. 電荷量		
M200事業者名(法人番号)		
契約料金(月)である8000		
事業者名 法人番号	事業者名 法人番号	事業者名 法人番号

注1 自ら提供する地域EMAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること

様式第14（第2条第1項関係）

様式第15（第2条第1項関係）

当に提出する書類											
6. 以下の2つで提出するものの中から、記入すべき事項がある場合は、 「事項欄」の記入欄を記入せよ。											
（1）本登録の登録者または登録申請者の場合は、日本業界団体連合会 コードの登録番号を記入せよ。											
（2）登録申請の登録者にして、直営事業者である場合は、 （同様の）大字名、日本業界団体連合会コードを記入せよ。											
第2条											
東京証券取引所の監査役会 年 月 日 直接任 サービスの権限 勘定簿B7A及びC7Aを記入せよ 支拂金等 法人番号											
1. 計約内容											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契 約 極</th> <th>契 約 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">会 告 事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. M V N Oの監査役会の監査の年号 直営の取引所として M V N O の監査の取引所として M V N O 支拂金等 (年) 申告年 申告年 法人番号</td> </tr> </tbody> </table>		契 約 極	契 約 等	被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O		被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O		会 告 事		2. M V N Oの監査役会の監査の年号 直営の取引所として M V N O の監査の取引所として M V N O 支拂金等 (年) 申告年 申告年 法人番号	
契 約 極	契 約 等										
被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O											
被 委 さる M V N O M N O あらす M V N O 被 委 さうじてばらす M V N O											
会 告 事											
2. M V N Oの監査役会の監査の年号 直営の取引所として M V N O の監査の取引所として M V N O 支拂金等 (年) 申告年 申告年 法人番号											
注） 1. 本登録の監査役会の監査マニュアルによる監査結果報告書の監査報告書は、 2. 本登録の監査役会の監査マニュアルによる監査結果報告書の監査報告書は、 3. 本登録の監査役会の監査マニュアルによる監査結果報告書の監査報告書は、											

注1) 自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る既存移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。



第14回(第2条第1項関係)の契約登記料金、手数料金額、他の諸料金等、一切明記	
審査登記委託契約書及び登記 契約書、並びに登記料 年 月 日 振込用 サービスの種類 公益組合 LANアシスタンスサービス 登記者名	
契 約 书	
基 地 用 戸	
備考事項	

4) 例題では、既存の、他の機関の権限を有する組織の権限を転用して授権する  
一例、「ドライバー（ドライバー）による購入（購入サービスを販売）の権限」  
の場合はいかがなものか。

5) 基本的な事例として、自己設置した営業所AとAをタスク化する係に係る  
権限を記述せよ。

6) 他社電気事業者に対して、同様属性の役員の選任は電気供給規約  
規範により制限された基準を遵守して行われる（参考事例）の根拠を記述せよ。

7) 一方で、電気供給者は、電気供給者は「基盤及び電気供給設備の運営  
上」に異常状態が生じた場合は、その旨を受取者へ連絡する（参考事例）の根拠を記述せよ。

8) 5)と6)に記載する権限のうちのものか、記述すべき事項がある場合には、「  
是又は」に記するに充てるものか、記述すべき事項がある場合には、「  
は」に記すに充てるものかを記述せよ。

第5回(2年生用) 開催日: (月)(日) 年(西暦)月 日 午後(午前・午後)時 開催場所: (会場名)(会員登録番号) 午後(午前・午後)時 開催場所: (会場名)(会員登録番号) 午後(午前・午後)時 開催場所: (会場名)(会員登録番号)	
要道遮断危険地帯開拓実習報告書 実習回数 年 月 日現役	
サービスの種類 車両名	
国内 搭 乗 率 教	国際 搭 乗 率 教
参考事項	

注1 IP-VPNサービス及び広域イーサネットサービスごとに別棟とする。  
2 記述すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4零とすること。

電気通信事業者別状況報告書 別表第1							年	月	現在
各々の機器、施設、設備等を用ひて、 電気通信事業を行なうもの。							事業者名	登録番号	
1. 既存電気通信契約一覧表									
種別	機器 又は 支店 名	内線 部局 名	区分			合計			
			ISDN 接続 部局 名	ISDN 接続 内線 部局 名	ISDN 接続 外線 部局 名				
普通電話(居宅)									
普通電話(オフィス)									
PBXに接続したもの									
ISDN回線接続するもの									
ISDN回線接続するもの									
ISDN回線接続するもの									
その他									
合計									
2. 既存電話機台数名簿(法人番号)									
契約電話機台数名簿(法人番号)			契約電話機台数名簿(法人番号)						
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号						

に当たり、自らの電気通信設備を用いて電気通信回線を接続し、又は新規電通信役務の提供を行っている電気通信事業者の名前を記載すること。

2 従事番号がない場合は、住所を記載すること。

3 「区分」の欄には、種別や従業員登録事業者の欄ごとの契約数を記載すること。また、一つの契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

4 区分がうら、欄の間にあっては、移転供給電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者(以下この文書において「新規」といいます)とし、移転供給電気通信サービスを電気通信役務として扱っている場合は、その営業所を記載すること。

郵便局第15号(第2種郵便)印紙(印紙額度100円、1枚)、手帳用封筒(印紙額度100円、1枚)	
郵便局第15号(印紙額度100円、1枚)、手帳用封筒(印紙額度100円、1枚)	
電気通信機器製造業者登録 事業者名及び法人番号	
年 3月31日現在 サービスの種類 電気移動電話通話サービス	
事業者名 法人番号	
事業者名 法人番号	
各項事項	

注1 「事業者名」の欄には、仮称移動電気通信サービスを御電気通信機器とて提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。  
2 従事者等の名前はあくまで、従事者の記載すること。  
3 記載する事業者の取扱に応じて、種別を適切にすること。  
4 録記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項目にその内容を記載すること。  
5 用語の意味は、日本電気標準規格を参照すること。

被災者登録用紙(第2回用紙)	
電気通信機器の状況報告書	
契約別	
年　月　日現在	
<u>サービスの範囲</u>	
契約別	
電気通信事業者別(以下「施行規則」とい う。)、( )内は小括記入欄で記入するもの	
施行規則第6条の3第1項第1号に掲げるもの	
施行規則第6条の3第1項第2号に掲げるもの	
計	
参考事項	

往復「電気通信事業者実態調査」(以下「実態調査」という。)第9条の第1項第1号に規定するもの及び「実態調査規則」の第3条の第1項に規定するものの欄は、ドメイン名を含む電気通信取扱い業者に係るドメイン名の一部に記載すること。この場合においては、当該ドメイン名の一部を記載すること。

2 記載するドメイン名の一部の前に応じ、項目を適宜増減すること。

3 一の契約の複数のドメイン名を電気通信取扱い業者に供する契約形態の場合は、当該ドメイン名を電気通信取扱い業者の契約形態として記載すること。

4 任意で一つの事項のみある場合には、「参考事項」欄にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本標準用紙A4紙とすること。

審査式第6号(主金銀及び鑑定額) (印字用紙面) 20枚、封筒用紙面 10枚、封筒式用紙面 10枚 PTT、郵便局各4枚、郵便局内4枚、各郵便局内2枚、(一部は郵便局内)	
電気通信技術規約の規約書類	
契約書	
年 月 日提出	
<u>サービスの種類</u>	
<u>事業者名</u>	
契 約 书	

往々契約には、従来的な契約条項を有さず利用の概要契約として異例のサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む）の契約は含まれるものとなる。

2. 既記すべき事項がある場合には、「参考事項」欄にその内容を記載すること。

様式第5の6(第2回第3回第4回第1回用)	
電気通信販売取扱い状況報告 利害関係者等手帳	
年4月1日 年3月31日	
重要事項	
その他の取扱いについて対照としてこの手帳を変更するサービスの種類	
サービスの種類	
(1)料金の場合は手帳の区分	
(サービスの種類)	
993万5千円	<input type="checkbox"/>
990万2千円1,000万円	<input type="checkbox"/>
1,000万円以上	<input type="checkbox"/>
その他の取扱いについて対照としてこの手帳を変更するサービスの場合は	
サービスの種類	
(2)料金の場合は手帳の区分	
(サービスの種類)	
50万円未満	<input type="checkbox"/>
50万円以上1,500万円未満	<input type="checkbox"/>
1,500万円以上	<input type="checkbox"/>

注1 評議するに印を押すこと。

2 サービスの種別として、第2条第3項の表の報告対象員の欄に掲げる震度4強及び当該震度を超える程度の活動を認めたこと、及びこの二つの基準のいずれかが該表には、サービスの種別として「震度4強以上」または「震度4強未満」として記載することである。

3 本規則の規定による報告対象員の範囲は、原則として、震度4強以上の活動を認めた者または、震度4強未満の活動を認めた者である。

4 本規則の規定による報告対象員の範囲は、原則として、震度4強以上の活動を認めた者または、震度4強未満の活動を認めた者である。

5 本規則の規定による報告対象員の範囲は、原則として、震度4強以上の活動を認めた者または、震度4強未満の活動を認めた者である。

6 本規則の規定による報告対象員の範囲は、原則として、震度4強以上の活動を認めた者または、震度4強未満の活動を認めた者である。

桂川第161(第2条第7項関係)					
①累計					
電気通信設備過渡量等状況報告 収入、通話回数、通信量					
年4月1日から 年3月31日まで					
<b>基準年</b>					
基	準	年	基	准	年
年	月	年	月	年	月
過渡量等					
合	計				

注1 加入電話、総合デジタル通算サービス、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施

規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びFBSについても  
国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2 IP電話については、国内電気通信役務であるものについて記載すること。  
 3 「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターネット)の種別及び通話メードの種類で区別すること)。中継電話、計画電話、公用

ノエースの種別及び通帳を一トリ種類で区分すること)、中継電話、IP電話、22番話、携帯電話及びPMSの別(契約的款等において細区分がある場合には、その細区分別)を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デ

タル通信サービスの通話回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計したを記載すること。

4 「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項目を適宜増減すること。  
 5 加入電話相互間の通話については、契約料款等において加入電話に事務局及び住

用の区別がある場合には、発信に同じその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告に添付すること。

6 IP電話については、「収入」の欄は記載しないこと。  
 7 通話量については、時間によって記載すること。  
 8 「収入」「通話回数」及び「通話量」の累積は、千を単位として記載すること。

<sup>8</sup> 「収入」、「週回回数」及び「通信量」の各欄は、丁度単位として此欄にこの場合において、収入、通回回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第2位までの数

10. 年度ごとに他の電気通信事業者の電気通信事業の一部を承継した場合は、その承継前に既に別途に事業に係る事項について、別途に記載すること。この場合は、その旨を記すこと。

11. 年度ごとに他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継された場合は、その承継された事務に係る事項について開示したものを記載すること。この場合は、その旨を記すこと。

12. 用途の大きさは、日本産業規格A4程度とすること。

登録料	電気通信料金等基準料金 送達系統別料金、通電量 登録料	平成4月1日から 平成5年3月まで
サービスの種類(区分)		
送電回数・送電量の割合		
基準料金		
送達系統	単位	
合計		

9 報告年度中に他の電気通信事業者に電話番号を承継させた場合は、その承継させた事業者について除外したものを記載すること。この場合は、その電話番号の場合は、「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
10 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
11 用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。

様式第17(第2条第7項関係)																																		
電気通信役務の事業者等による報告 通話回数、通話量																																		
年月日 (日から 年月日まで)																																		
<b>サービスの概要</b> 電気通信役務の事業者等による報告(各項目につき必ず記載すること)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>登録回数年月</th> <th>登録終了年月</th> <th>通話回数 (回)</th> <th>平均通話量 (回/回+1)</th> <th>通話量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					登録回数年月	登録終了年月	通話回数 (回)	平均通話量 (回/回+1)	通話量																					合計				
登録回数年月	登録終了年月	通話回数 (回)	平均通話量 (回/回+1)	通話量																														
合計																																		

注1) 本規則第17(第2条第7項関係)第14条第1号の2に掲げる電気通信役務に係る、  
について記載すること。  
2) 前年年度の取引の日に於て既に提供している旨に付する記載欄については、  
は、前年年度の取引の日に於て既に提供している旨に付する記載欄に記載する。  
3) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
4) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
5) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
6) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
7) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
8) 「**電話番号**」の欄及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
9) 記載する電話番号の前に応じ、複数回欄を適宜増減すること。  
10) 用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。

様式第17(第2条第7項関係)																									
電気通信役務の事業者等による報告 品目別通話時間別回数																									
年月日 (日現在)																									
<b>サービスの概要</b> 電気通信役務の事業者等による報告(各項目につき必ず記載すること)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分別回数</th> <th>区分別時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					区分別回数	区分別時間	合計																合計		
区分別回数	区分別時間	合計																							
合計																									

注1) 別途的取扱いにおいて規定するサービスの細別ごとに記載すること。  
2) 別途的取扱いにおいて規定するサービスの細別ごとに記載すること。  
3) 事務役務のうち江戸川区の近畿支社(以下「**東京電気通信局**」といふ。)及び人  
工電話に接続する機器を除いて行うもの(以下「**東京電気通信局**」といふ。)及び人  
工電話に接続する機器を除いて行うもの(以下「**東京電気通信局**」といふ。)について  
は、別途的取扱いにおいて規定するサービスの細別ごとに、別途的取扱いを記載すること。  
4) 並び及ぶ別途回数は、別途的取扱いを記載することとともに、対応する回数を  
記載すること。  
5) 新たに別途的取扱いがない場合は、記載をしないこと。  
6) 别途回数について、別途に記載すること。  
7) 别途回数について、記載をしないこと。  
8) 别途回数について、記載をしないこと。  
9) 別途回数について、別途に記載すること。  
10) 記載する電話番号の前に応じ、複数回欄を適宜増減すること。

様式第17(第2条第7項関係)																									
電気通信役務の事業者等による報告 部連絡時間別回数																									
年月日 (日現在)																									
<b>サービスの概要</b> 電気通信役務の事業者等による報告(各項目につき必ず記載すること)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分別回数</th> <th>区分別時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					区分別回数	区分別時間	合計																合計		
区分別回数	区分別時間	合計																							
合計																									

注1) 本規則第17(第2条第7項関係)第14条第1号の2に掲げる電気通信役務に係る、  
について記載すること。  
2) 別途的取扱いにおいて規定するサービスの細別ごとに記載すること。  
3) 伝送方式の種類及び回数(以下「**別途回数**」といふ。)について記載すること。  
4) 並び及ぶ別途回数は、別途に記載すること。  
5) 他の電気通信事業者の電話回線と接続される回線については、当該回線を利用する  
者の回数で別途回数で記載されたものとして記載すること。  
6) 別途回数について、記載をしないこと。  
7) 別途回数について、記載をしないこと。  
8) 別途回数について、記載をしないこと。  
9) 記載する電話番号の前に応じ、複数回欄を適宜増減すること。  
10) 用紙の大きさは、日本通常規格A4用紙とすること。

注1 実用化後(技術革新等による)新規性要件を除く、について記述すること。

2 発明の特徴等において規定するテクニカルな細部に別途すること。

3 伝達式の範囲(同範囲及び非同範囲)に別途すること。

4 品目ごとに別途すること。

5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線の所有する電気通信事業者に規定されたものとして記載すること。

6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

7 接続用回線については、別途ご両断すること。

8 「単位料金額」の項目は削除し、必要に応じて適宜削減すること。

9 用紙の大きさは、日本規格A4用紙40枚以下とすること。

④ 既存設備の改修費用を算出する際は、改修費の内訳を明確に記載する。改修費には、既存設備の改修費用と、新規設備導入費用の合計である。  
⑤ 既存設備の改修費用を算出する際は、改修費の内訳を明確に記載する。改修費には、既存設備の改修費用と、新規設備導入費用の合計である。  
⑥ 既存設備の改修費用を算出する際は、改修費の内訳を明確に記載する。改修費には、既存設備の改修費用と、新規設備導入費用の合計である。  
⑦ 改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。  
⑧ 改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。  
⑨ 改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。改修料金の内訳を明確に記載する。

承認された事業に係る事項について除外したもの記載すること。この場合は、その旨を記すこと。  
 9 「取扱対応」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

模式第1行(2条各项目)原因												
電気通信技術者等評議会等の結果 取扱い地元の問題、懇親会等												
年 高 分												
主な問題(複数可) 問題の発生状況(複数可)												
実施率(%)												
取扱い対象	被験者数(名)			被験者率(%)			被験者数(名)			被験者率(%)		
	現業者	新規事業者	合計	高	中	低	高	中	低	高	中	低
小・中	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	1	0
	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	1	0
大・高	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	1	0
	1	1	2	1	1	0	1	1	0	1	1	0

② 既存の規制を適用する場合を記載する。

2 地域電力会社と国際連合サマジタル通信サービス(送信モード)に限る。にについて記載する。

3 自由通話及び自動通話のどちらかある場合には、その区別ごとに別記すること。

4 電子メールによる往来を複数回にわたり行なった場合は、その回数を記すこと。

5 他の会員との間で、電子メールによる往来を複数回にわたり行なった場合には、最初の往来の件名を記す。その他の往来に付ける事項に区分事項について、別記に記載すること。この場合は、その区分を記すこと。

6 月の途中においては、電子メール往來事項に区分事項の一部を未記載された場合は、その未記載された区分事項について記入した後に記載すること。この場合は、その区分を記すこと。

7 「複数機」又は「同一端末が複数回往來する」の欄は、必要に応じ、適切に記入すること。

8 国際の場合は、日本郵便の料金表に記載するところ。

被申告件名(第2条各項別欄題)		
電気通信契約締結日時別回数割合 該日付別件目別回数		
		年月日現在
<u>サービス種別(複数分)</u>		<u>当該年名</u>
<u>品目</u>	<u>回数</u>	<u>合計</u>
直接回線		
その他の		
合計		

第1回 一般的な取り扱いの検査結果報告		年月日
サービスの種類	基準値	
一般的な取り扱いに適用された規制値 (G)	基準	
0~1 水素		
1~2 水素		
2~3 水素		
3~4 水素		
4~5 水素		
5~6 水素		
6~7 水素		
7~8 水素		
8~9 水素		
9~10 水素		
>10~20 水素		
>20~30 水素		
>30~40 水素		
>40~50 水素		

1005上  
合計  
各事業

は、三、九代目郵便局長郵便通路アクセスサービス及び無5年代替郵便通路アクセスサービスごとに争奪をうなぎ、  
二、九代目郵便局長郵便通路システムを操作する郵便機器の争奪については、  
三、九代目郵便局長郵便通路システムを操作する郵便機器及び九代目郵便通路システムを操作する郵便機器を同一の争奪に定め、当該郵便機器に係る争奪を、当該機器に係る争奪を、  
三（争奪）に付す。即ち、九、九代目郵便局長郵便通路アクセスサービス又は九代目郵便通路アクセスサービス（通算）に内に争奪をうなぎをもつて

第一回の当たりの回答集計表		年 月
マーキングの範囲		回答者数
一問の合計の1/2以下に利用され得る範囲(%)		件数
0~10%未満	1	
1~20%未満	1	
2~30%未満	1	
3~40%未満	1	
4~50%未満	1	
5~60%未満	1	
6~10%未満	1	
10~20%未満	1	
20~30%未満	1	
30~50%未満	1	
50~100%未満	1	
100%以上	1	
合計		
参考用欄		

は、三・九・一四世代移動通信アフェクタサービス及び第五世代移動通信アフェクタサービスによって実現すること。

2. 三・九・一四世代移動通信システムを適用する操作条件の場合は、つづいては、

三・九・一四世代移動通信システムを適用する操作条件又は第五・六世代移動通信システムを適用する操作条件を併用して実現している場合には、当該操作条件に係るものをも含むこと。

3. 「仲介」の場合は、三・九・一四世代移動通信アフェクタサービス又は第五・六世代移動通信アフェクタサービスの操作条件について、毎月の利用料金の月額における一回的割り付けられた通話料金とごとに記載すること。なお、通話料金の割り付けは、各回線の割り付けた通りの月額料金に記載する旨の上に記載すること。

枚数や複数枚の文書における「参考事項」という)、他に機関(各自の判断で利用可能と判断する場合を除き、原則として参考事項を有する旨を示す)によるもの(「参考事項」の説明がある場合は、通信量を有効にして利用する旨を示す)、又は該機関(以下「当該機関」という)が別途参考事項の合意に異議を述べた旨を記載すること。

4. 関連機関の認定及び認可機関との共同認定(各自の判断で利用可能と判断する場合を除き、原則として参考事項を有する旨を示す)によるもの(「参考事項」の合意に異議を述べた旨を記載すること)。

5. 既に認めるもののほか、既に記載する事項がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

6. 用紙のときは、日本規格規格A4を採用すること。

サービスごとに別々にすること。

三、九一四四代目藤原シヌマを使用する薄荷草小肴について、  
三、九一四四代目藤原シヌマを規定する薄荷草及び第五代目藤原シヌマを規定する薄荷草を一覧表で掲載している場合は、当該焼物に係る心をもとくこと。

「ブラン」の欄には、自己が説明する三、九一四四代目藤原アカセ  
サービス又は五代目藤原シヌマアカセサービスによる供託料プランについて、  
使用量、京都市、京都府、奈良県新規又は既往量を算出の基底並に京都市の  
過徴額等に応じて説明された料金区分を記載すること。

「男の仕事」の際に、「は、二回も社員登録済みクチバシサービスは既に登録済動画アセサリーズの契約について、づつんの区分ごとに記載すること。」

勤怠統計から、各自固有の係らむものについては、「一つ有効期間の従業員登録区分ごとに会員登録を記載すること。また、共有登録による勤怠統計から、自ら計算する場合は登録しないこと。固有に係るものは、「勤怠登録区分」にそなへて会員登録を記載すること。」

勤務登録区分に係る勤怠は、「勤怠登録区分」以外の料金区分の契約登録には含まれないこと。

記述すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

用紙の大きさは、日本企業規格A4をとること。

新規登録		（既存のアカウント登録）	
移動電話会員登録に係る専用申込用紙			
年月日			
重要事項			
1. 申込者情報			
<b>携帯電話番号</b> <b>B SIMカード契約者</b> お名前(姓)_____ 姓と名を記入して下さい 例：上田(うえだ)義人(よしと) お年齢_____ 年齢を記入して下さい 例：25歳(じゅうごさい) 職業_____ 職業を記入して下さい 例：会社員(かいしゃいん) モバイル内蔵SIMカード 開通保証料 MNOであるMVNOに 대해 お問い合わせ下さい <b>携帯電話会員登録の範囲</b> 全会員			
2. 特定契約登録へ加入する既存会員登録者の氏名及び加入番号			
会員名	加入番号		

在「同一の方法」で販賣の営業用酒類を保有する開栓販売の場合、高粱賣氣酒類の販賣の実態として認めて置くこと。

2. 酒業販賣業第6項のうちの(2)項第1号に規定するキヤウダアグリーフォーム(以下、「契約販賣」といって、同の酒業用酒類を一括して販売している場合)には、高粱賣氣酒類の販賣の実態として認めて置くこと。

3. 買取の(契約的買取の上)により、同の酒業用酒類を事務手から購入を受ける形態の販賣(利子料率の計算)に付随する高粱賣氣酒類については、契約販賣の定めがないものの契約販賣(契約販賣)に上乗としているものと取扱ること。この場合には、「事務手の項」に、当該の契約販賣事務手の名前を記載し、当該の契約販賣を認定すること。

4. 「個人」にして契約販賣によるものと見做すものの、個人が契約販賣に係るその他の条件によらず、その他の条件についての



様式第207(第2条の7関係)		
総括利用割引等の提供状況報告		
年度第 四半期		
事業者名 法人番号		
月	提供件数	寄附額
参考項目		

注)契約的取扱い(契約的取扱いを除く。)により上記の電気通電事業者から、提供を受けた移動電気池充電器を専用に使用する電気通電供給について、「参考事項」のほか、当該事業の電気通電事業者の名前を記載することに、当該規制の取扱いを再開すること。

2. 「定期交付」及び「定期の権限」の範囲は、継続利用契約等の取扱い及び総合料金計算における取扱いを記載すること。

3. 定期交付料金に相当する経済的利益には、件数及び額に計上しないこと。

4. 「定期の権限」の範囲は、記述すべき情報がある場合は、「参考事項」の項目の内容を記載すること。

5. 用紙の大きさは、日本文書規格A4番とすること。

① 固定端子系伝送路設備であつて自ら設置しているものについて記載すること。  
② 回線数は、電気通信回線の使用者別、周波数使用域の幅、伝送速度等にかかわらず、一の回線につき一として記載すること。  
③ 「都道府県」の欄は、必要に応じて適宜増減すること。  
④ 用語の大きさは、日本標準規格を参考すること。

第2课时(第二单元)《认识更大的数》(教材第44~45页)	
教学目标:	
1.使学生认识亿以内的数,能根据数级正确地读、写亿以内的数。2.使学生掌握数的近似数,能根据实际需要求一个数的近似数。	
一、教学重难点	
1.教学重点:认识亿以内的数,能根据数级正确地读、写亿以内的数。	
2.教学难点:能根据实际需要求一个数的近似数。	
二、教学准备	
1.多媒体课件、计数器、小黑板。	
三、教学过程	
1.复习旧知	
2.新课讲授	
3.课堂练习	
4.课堂小结	
四、作业设计	
想一想	用“万”或“亿”作单位改写下面各数。
例题精析	
数清每级数位上的数,再分级。	
数清每级数位上的数,再分级。	
先分级,再把万位或亿位后面的尾数省略,并添上“万”或“亿”字。	
年 月 日完成	
需要改进	
想一想	用“万”或“亿”作单位改写下面各数。
例题精析	
数清每级数位上的数,再分级。	
数清每级数位上的数,再分级。	
先分级,再把万位或亿位后面的尾数省略,并添上“万”或“亿”字。	
年 月 日完成	
需要改进	

注1 「相対疾病」の欄に記載する相対疾患の順序は、日本癌統計規範疾患コードの番号の順序によること。

- 2 記載する相対疾患の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 3 用紙の大きさは、日本癌統計規範A4表とすること。

注1 「相対疾病」の欄に記載する相対疾患の順序は、日本癌統計規範疾患コードの番号の順序によること。

- 2 記載する相対疾患の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 3 用紙の大きさは、日本癌統計規範A4表とすること。

## 様式第22の2（第3条の2関係）

1) 「意見提出会員による選出議題を発表するに付随する問題」については、『意見提出会員による選出議題を発表するに付随する問題』(第1回)の「意見提出会員による選出議題を発表するに付随する問題」に記載した選出会員日々の他地盤選出会議を特徴するに足りる事項を記載すること。

2) 「意見提出会員日々」は意見提出会員の起算日、「意見提出会員日々」は意見提出会員の終了日とする。

3) 「意見提出会員日々」選出された選出議題(以下、「意見提出会員日々」)については、選出会員日々が意見提出会員日々を記載すること。

期間内に提出された意見とその意見を提出した者の対応關係が分かるように記載すること。なお、記載内容の中に非公開を希望する情報が含まれる場合はその旨及びその理由を記載すること。

様式第23（第4条関係）

様式第22の2(第4号の2関係)(平成25年6月、電気・水道事業者へ一般送付)	
認定登録事業者による指定された電気供給事業者の 特定登録法人である電気供給事業者に係る報告	
年 4月1日から 年 3月31日まで	
事業者名	
電気供給法人である 電気供給事業者名	
注 用紙の大きさは、日本規格規格A4を基とすること。	

（注）「内閣の大臣を除く」は、内閣官房長官を除く大臣を指す。

2. 本式の記述を基に、日付欄を記入し、毎月万円未満の場合は「未記入」と記入する。  
3. 「支払金額」欄に、支払金額を記入する。  
4. 「支払金額」欄に記入した金額を、原金額と等価換算後の支払額として記入する。  
5. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
6. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
7. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
8. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
9. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
10. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
11. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
12. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
13. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
14. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
15. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
16. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
17. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
18. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
19. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
20. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
21. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
22. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
23. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
24. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
25. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
26. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
27. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
28. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
29. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。  
30. 「支払金額」欄に記入した金額を、原支払金額の支払額として記入する。

様式表 23 の 4 (第 4 四回開) (令和 6 年度版)	
移動端末貸出品登録書への支払金未払状報告	
年度 第 四回	
連絡表	
文部省	文部省
参考事項	

社1 「支出額」の欄に記載する金額は、移動営業用車輌の運賃  
支払額（移動営業費支拂の対価として支払うものを除く）  
を算定として、実際の支出した月額に於けること。この  
万円単位の幅数を切り捨てて得た金額を記入すること。  
2 在籍すべき事情がある場合は、「参考事項」の欄にそ  
こと。  
3 用紙の大きさね、日本産業規格A4判を書面すること。

第1回(2021年1月度)の結果						
対象会員の購入金額を合計した総額(税別)と使用料金合計額(税別)を比較して、どちらが大きいかを記入する						
年度別 四半期						
事業者名 登入番号						
1. 対象会員の購入金額を合計した額						
区分	期間			額		
	日	月	日	月	日	月
前回の結果						
当回事業の購入代金の割合						
参考値						
2. 新規契約金額を合計したものの合計額(購入金額を合計したものの額)						
区分	期間			額		
	日	月	日	月	日	月
前回の結果	( )	( )	( )	( )	( )	( )
参考値	( )	( )	( )	( )	( )	( )

図に示す「参考事項」の記載をすることをもとにした場合に対する参考書類「導入等(参考)」の記載例を用いて説明する。合併計算を行うこと。

T. 2 「新規的取引」としたる(財形貯蓄の個人登録等としたる)の「既存取引」

(「既存取引」の場合は、参考書類「導入等(参考)」の記載内容からかかわらず、新たに個別積立定期預金の開設に関する記載とすることとしたる)の「既存(既存)」の個人登録等の個人登録(区分)割引(区分)の記載形式及び個別の合計額を記載すること。

該該区分には、参考書類「導入等(参考)」により個別積立定期預金の開設に関する記載を行うことを原則として実現することとするが、又は記載せざるものについて記載すること。

9 (注記)は既に定めるもののは、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の記載にその旨を記載すること。

10 用語の意味は、日本通規便観便用語典4項とすること。

又は約された場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項2号ロ」の項に当該料金の支拂い及び徴収額の合計を月別に記載すること。

6 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項2号ハの当該料金の支拂いを約し、又は約された場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項2号ハ」の項に当該料金の支拂い及び徴収額の合計を月別に記載すること。

7. 7(注)定めるもののは、記述すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本規格紙A4番とすること。



第弐種第23号(第4項第9項第3項関係)(郵便局長の裁決)第3回、専用郵便局長の一部修正、郵便局長の裁決(第4項第9項)	
定期移動本拠地郵便と被納される伝票に該送路を記入する 割賦送達役務の見次基準に関する第4項第5章第3項の削除	
年月日	
審査者名	
第4条の第1項に規定する 該送路を行なうべき月日	

事業者名	年月日
設定(変更)日付	
設定(変更)を要請する理由	

会場案

1. サービスの会場案に記入する会員ごとに別枠で記入すること。されば、当該内容が複数ある場合は各枠を複数個用意する。それに付随して、それらを記入する会員ごとに、会員登録用の会員登録用欄を複数個用意することにより、会員登録用欄を複数個用意することである。
2. メンバーカード用欄は、会員登録用欄に併設して以下の履歴の会員登録欄を記入すること。
3. ライブアクト登録欄へは、会員登録用欄を複数個用意して複数枚の会員登録欄を記入すること。この場合、複数の会員登録欄を並べて記入する場合は、ラブアクト登録欄へは複数枚の会員登録欄を並べて記入すること。会員登録欄へは複数枚の会員登録欄を並べて記入すること。会員登録欄へは複数枚の会員登録欄を並べて記入すること。
4. 記入する会員の会員登録欄に記入して、適切な選択肢を選択すること。
5. 他の会員登録用欄も含め、(会員登録用欄)の右側の行頭を記入すること。
6. 開票の際には、会員登録用欄を記入すること。

様式第23の14（第4条の10第2項関係）（第4条の10第2項関係）

契約登録に関する契約の変更事項		年 月 日現在
サービスの別表履歴		
事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス		
顧客登録ができる新規契約の確認 顧客登録ができる新規契約のうち 顧客登録が行なわれた		
参考事項		

注1：サービスの別表履歴に記載するものと同一とすること。なお、当該内容により確認されるサービスの範囲を記載する場合は、それらの範囲で「参考事項」の範囲を参考するに取る旨を記載して置くこと。  
 2 本件は別表1に記載するものと同一とすること。  
 3 本件は別表2を参考がある場合は、〔参考事項〕欄にその内容を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本通常規格A4に巻きすること。

様式第23の15（第4条の10第3項関係）（第4条の10第3項関係）

顧客登録に関する契約の変更事項		年 月 日現在
サービスの別表履歴		
事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス		
顧客登録が実施された 顧客登録が実施された場合 顧客登録が実施された場合		
参考事項		

注1：サービスの別表履歴に記載する内容と同一とすること。なお、当該内容により確認されるサービスの範囲を記載する場合は、それらの範囲で「参考事項」の範囲を参考するに取る旨を記載して置くこと。  
 2 本件は別表1に記載するものと同一とすること。  
 3 本件は別表2を参考がある場合は、〔参考事項〕欄にその内容を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本通常規格A4に巻きすること。

様式第23の16（第4条の11第1項関係）（第4条の11第1項関係）

顧客登録の事業者の住所等に関する契約		年 月 日現在
サービスの別表履歴		
事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス		
顧客登録の事業者の住所等 顧客登録の事業者の住所等 顧客登録の事業者の住所等		
参考事項		

注1：サービスの別表履歴に記載する内容と同一とすること。なお、当該内容により確認されるサービスの範囲を記載する場合は、それらの範囲で「参考事項」の範囲を参考するに取る旨を記載して置くこと。  
 2 本件は別表1に記載するものと同一とすること。  
 3 本件は別表2を参考がある場合は、〔参考事項〕欄にその内容を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本通常規格A4に巻きすること。



2. 道路の渋滞状況(その1)：各地域と着目部位の結合部ごとに、発着構成率、渋滞、完了歩数、完了率、半導車等について、時系列に記載した別紙を添付すること。

3. 「上記の渋滞(地図)に沿うる」は、渋滞の範囲を示すを行なった時刻について、実測渋滞通過倍数(他の渋滞)渋滞の状況を分析した結果に基づき、新たに記した地図が必ずあると判断した箇所を記述すること。

4. 頃期のときは、日本農業振興公团に備えすること。

（2）「人間工学」の視点から、車両の構造や運転操作性を考慮した設計がなされた車両である。当該車の基礎構造が既存した場合にそれらの機器を代替することを意图して開発されたもの(いわゆる「互換部品」)及び現に使用されている伝統路線車の代わりに同時に使用される可能性のある機器を含む。

2 交換式駆動装置の仕様について、「人工作業」「電気通信用客用移動用具」等、通常の柱字となる登録記載すること。

（3）「人間工学」の視点から、車両の構造や運転操作性を考慮した設計がなされた車両である。当該車の基礎構造が既存した場合にそれらの機器を代替することを意图して開発されたもの(いわゆる「互換部品」)及び現に使用されている伝統路線車の代わりに同時に使用される可能性のある機器を含む。



第2表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB-J以外)/番号使用状況)					
電気通信番号の種別	番号使用数 うち割賦供数	番号未使用数 うち割賦供数	年3月31日現在		
			登録番号又は届出番号	番号休止数	番号ポートアビリティに係る番号使用数 FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規制別表第1号に掲げる固定電話番号以外の電気通信番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、

「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「IP電話番号(0000)」又は、「音声接続電話番号(0100)」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から割賦供給役務を提供する場合)の最終利用者に付与するものも含む、番号ポートアビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものとく。)の数を記載すること。

4 「うち割賦供数」の欄は、「番号使用数」のうち、割賦供給役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。

5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を控除了したものの数を記載すること。

6 「うち水純的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、水純的に付与しないものの数を記載すること。

7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱避難等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

8 「番号ポートアビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポートアビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。

9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規制別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を回規制別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。

10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表す。

・電気通信番号規制別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を回規制別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を回規制別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。

・当該電気通信事業者の法人番号

・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号

・電気通信番号使用状況の概要を記載した報告書規制別表番号(電気通信番号規制別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

11 用紙の大きさは、日本産業規格JIS-L4番すること。

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポートアビリティ実績状況)					
電気通信番号の種別	番号ポートアビリティ イン数	番号ポートアビリティに係るポートアクト 数	年4月1日から 年3月31日まで		
			うち割賦供給役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号 及び番号ポートアビリティに係るポートアクト数を除いた数	うち前面で手続した数	うち電話で手續した数
合計					

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規制別表第1号に掲げる固定電話番号、又は回表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB-J)」又は、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」を記載すること。

3 「番号ポートアビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポートアビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。

4 「番号ポートアビリティに係るポートアクト数」の欄は、番号ポートアビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。

5 注3及び4について、他の電気通信事業者に対し、割賦供給役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポートアビリティに係るポートイン数及び番号ポートアビリティに係るポートアクト数を、それぞれ自らの番号ポートアビリティに係るポートイン数及び番号ポートアビリティに係るポートアクト数として含めること。

6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」の場合は、「うち割賦供給役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号に係るポートアクト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち前面で手続した数」、「うち電話で手續した数」、「うちインターネットで手續した数」の欄に、番号ポートアビリティに係るポートアクトの手続方法ごとのポートアクト数を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本産業規格JIS-L4番すること。



様式第27(郵便局長用)	
電気通信事業の報告書 (なし認定・参考用印面)	
報告書名 事業者名 法人登記番号 通算登録番号	
電気通信事業 の種別 (改正後)	
各 申 用 使 いとおおき	
取扱方実数冊 謝考 合計	
合計	

(注)「電気通信事業の種別」欄は、「国別電気通信事業(別表-1)」、「国別各項別

電気通信事業者	電気通信事業者
送信者番号	受信者番号
0001 Yから 0002 Yまで	0001 Yから 0002 Yまで
合計	合計